

1. 件名:福島第一原子力発電所5号機非常用ディーゼル発電機(A)過給機出口配管フランジ溶接部のき裂に係る面談

2. 日時:令和3年11月15日(月)14時45分～16時00分

3. 場所:原子力規制庁 3階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 高松専門職、横山係長

東京電力福島第一規制事務所 小林所長、木村検査官、坂本検査官

長官官房 総務課 事故対処室 田村室長補佐 松田室長補佐

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

建設・運用・保守センター 機械部 1～6号機械設備グループ 担当他3名

プロジェクトマネジメント室 情報マネジメントグループ 担当他2名

5. 要旨

(1)東京電力ホールディングス株式会社から福島第一原子力発電所5号機非常用ディーゼル発電機(A)(以下、「D/G 5A」という。)の過給機出口配管フランジ溶接部にき裂が確認された事象について、配付資料に基づき以下の説明があった。

・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下、「福島第一規則」という。)第18条第3号に記載の「実施計画に定められたもの」とは、実施計画に記載されている設備を指しており、対象となるのはD/G 5A単体である。また、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能とは、D/G 5A単体ではなく、5、6号機の電源系統と認識している。さらに、過給機出口配管フランジの損傷個所については、パテ盛りで修復可能であり、「機器の調整」に含まれるという認識から、福島第一規則18条第3号には該当しないと考えている。

・25条通報を実施しなかった理由は、今回の事象は定例試験等で不具合が発生したものではないからである。

(2)原子力規制庁は、上記の説明に対して以下のとおりコメントした。

・福島第一規則第18条第3号の認識について、東京電力の考えを資料に追記すること。

・25条通報を行わない理由としている、定例試験等の「等」には何が含まれるのかを明確にすること。

・D/G 5Aの前回の点検実施年月日および結果について明確にすること。

(3)東京電力からは、原子力規制庁のコメントについて了解した旨の回答があった。

6. 配付資料

D/G 5A過給機出口配管フランジ溶接部のき裂確認について